

当協会への競争入札資格審査申請について

(公財) 高知県のいち動物公園協会

入札説明書3 入札参加資格の審査に関する事項の別に定める競争入札資格審査申請書については、別添の高知県が定める「競争入札資格審査申請要領」に基づき、必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して当協会総務企画課あて提出してください。

なお、要領の各様式の宛名については、「高知県知事濱田省司」を「公益財団法人高知県のいち動物公園協会 理事長吉村和久」に訂正のうえ記入をお願いします。

競争入札参加資格審査申請要領

高知県が平成30年度から令和2年度までに発注する物品の購入（製造を含む。）、サービス（清掃、警備、設備保守管理を除く。）の契約に係る競争入札に参加を希望する方は、この要領により関係書類を提出してください。

競争入札参加資格者登録名簿に登録されると、一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格が得られますが、自動的にあるいは直ちに指名や発注があるという制度ではありませんので、ご注意ください。なお、この名簿については高知県情報公開条例に基づき、公開いたします。

登録業者の中に県内業者（高知県内に本支店又は営業所がある者を含む。以下同じ。）と県外業者（県内業者以外の登録事業者。以下同じ。）がある場合にあっては、原則として県内業者を優先します。

また、平成17年10月から実施している「物品電子調達システム」へは、県外業者は参加できません。（同システムについての詳細は高知県会計管理局ホームページ（アドレス <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180000/>）内に掲載しています。）

1 資格審査を申請できない者

- (1) 資格審査事項（営業概要書（第2号様式）に記載する内容）が以下のアからエまでの全てに該当している者
 - ア 営業年数 1年未満
 - イ 従業員数 5人未満
 - ウ 販売（製造）実績高（千円未満切捨て） 5,000千円未満
 - エ 自己資本額（千円未満切捨て） 10,000千円以下
- (2) 成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは未成年者又は破産者で復権を得ないもの
- (3) 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (5) 手形又は小切手の不渡り事故を起こし、銀行当座取引を停止されている者
- (6) 審査基準日（申請月の前月の初日とする。）の前日までに納期限の到来した都道府県税を滞納している者（資格審査の申請をするまでに完納した者を除く。）
- (7) 消費税及び地方消費税を滞納している者（資格審査の申請をするまでに完納した者を除く。）
- (8) 個人住民税の特別徴収義務者として特別徴収を行っている申告、新規事業者で特別徴収義務者として特別徴収を今後行う誓約又は特別徴収義務者となった場合は特別徴収を行う誓約のいずれをも行わない者
- (9) 次の各号のいずれかに該当すると知事が認めるもの
 - ア 高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
 - イ 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
 - ウ 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
 - エ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
 - カ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
 - キ 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
 - ク 役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - ケ 役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 資格有効期間

登録の日から令和3年3月31日まで。

3 受付期間

随時受け付けます。(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)
なお、受付時間は午前8時30分から正午、午後1時から5時15分までです。

また、登録日は申請書を受理した月の翌々月の初日になります。

4 提出書類

別紙「資格審査申請に必要な提出書類」のとおり。

5 提出方法

次の提出及び問い合わせ先まで持参、又は郵送してください。

6 申請書の提出及び問い合わせ先

高知県会計管理局総務事務センター 会計・物品担当

〒780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号

電話 088-823-9788 (直通) F A X 088-823-9266

メールアドレス 180301@ken.pref.kochi.lg.jp

7 名簿登載の項目

- ・商号又は名称、代表者職氏名
- ・郵便番号、電話番号、F A X番号、住所
- ・営業種目
- ・本店・支店・営業所等の郵便番号、電話番号、住所、その他特記事項

8 申請書等の記載上の注意事項

申請書等の記載にあたっては、下記の事項をよく読んで、誤りや記載漏れがないように正確に記入してください(郵便番号、日付け及びフリガナも必ず記入してください)。

書類の訂正は二重線を引き、実印で訂正のうえ、その上段に記載してください。

修正液、修正テープは使用しないでください。

(1) 競争入札参加資格審査申請書(第1号様式)

ア 「申請者」は、法人の場合は本店代表者、個人の場合は本人になります。

イ 「実印」は、印鑑証明書で証明されている実印を押印してください。

ウ 「記入担当者」は、申請書の記載事項に関する県からの問い合わせに答えられる方を必ず記載してください。

エ 「登録事業所」の欄は、高知県と取り引きする事業所(本店、支店等)について記載してください。
ただし、支店・営業所等で登録する場合は、取り引きする権限(委任状に記載されている全ての事項)が委任されていることが必要です。

「営業種別」は、営業種目一覧表(第4号様式)から主とする業種を1種のみ選び、番号と種別名を記載してください(営業種別を1種としているのは、競争入札参加資格者登録名簿の整理上の都合によるものであって、競争入札の参加の範囲を限定するものではありません。)。ただし、営業種別番号21「印刷」は印刷機械設備を所有し、自社で印刷を行える者に限ります。

オ 「使用印鑑」は、高知県に提出する契約書等の書類に使用する登録事業所の印鑑を押印してください。
法人の場合で、代表者印に商号が刻印されていないときは、社印も押印してください。

(2) 営業概要書(第2号様式)

審査基準日(申請月の前月の初日)現在の状況を記載してください。

ア 申請者及び登録事業所が高知県外であって、高知県内に支店・営業所等がある場合は、必ず記載して

ください。ただし、複数の事業所がある場合は、主たる事業所のみ記載してください。

この欄に記載があり、かつ、高知県税の納税証明書の提出がある場合は、県内業者として取り扱います。

イ 申請者が特約店又は代理店となっている場合は、その会社名を全て記載してください。

ウ 従業員数

審査基準日の前日における本店、支店等組織全体の従業員数（アルバイト及びパートタイムを除く。）を記載してください。個人の場合は、事業主も含まれます。

エ 営業年数

審査基準日の前日までの営業年数を記載してください（1年未満は、切捨てとする。）。

「創業」の時期は、個人経営から同じ業種の法人組織に変更した場合は個人営業開始年月を、個人の方で営業の同一性を失うことなく家業相続を行っている場合は相続前の創業年月を記載してください。

「現組織への変更」は、個人営業を法人に、又は有限会社を株式会社に変更した場合等法人格の変更の日を記載してください。

オ 販売（製造）実績高

審査基準日直前1年間の販売（製造）実績を記載してください。

6月決算の法人については、2期分の合算をもって1年とします。

カ 自己資本額

法人の場合は審査基準日直前の事業年度の決算における純資産の額を、個人の場合は次年繰越しの純資本の額を記載してください。

(3) 委任状（第3号様式）

指定様式の委任状に記載されている権限は、全て委任するものとし、一部委任は認められません。ただし、「代金の請求並びに受領に関する件」のうち、受領に関しては委任しないことも可能ですので、その場合は、二重線を引き、実印を押して抹消してください。

(4) 営業種目一覧表（第4号様式）

希望する販売物等に○印を付けてください。

申請者名（法人の場合は団体名、個人の場合は本人氏名）を必ず記載してください。

許認可等が必要な営業種目については、許認可証等の写しを添付してください。添付されていない場合は、営業種目が登録されない場合があります。

なお、一覧表は、該当のない頁も含め、6枚全て提出してください。

9 その他

(1) 一般競争入札として公告された入札に参加を予定している場合は、申請書第1号様式欄外に、公告日、入札件名及び入札日を記入するとともに、提出時にその旨を必ず申し出てください。

なお、「高知県暴力団排除条例」に基づき高知県警察本部への排除措置対象者の該当性に係る照会を含め審査には約3週間の期間を要しますので、審査期間を考慮のうえ、入札に間に合うように申請してください。

(2) 申請書の記入事項が未記入又は記入事項が著しく不合理であるもの及び添付すべき書類が不備、又は未添付のため審査できない場合は、資格の登録を行いません。

書面への記入及び書類の添付に当たっては、提出前に点検を行い、適正な書類の提出を行ってください。

(3) 申請書等（第1号様式から第10号様式まで）はA4版で提出してください。

(4) 提出された納税証明書については、発行した税務署又は県税事務所に確認する場合があります。

(5) 提出された個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書は、高知県税務課を経由して、高知県内市町村に提供されます。

(6) 登録後に、商号、代表者、住所、印鑑等が変更になった場合には、直ちに「変更届（第11号様式）」を提出してください。

なお、変更届が提出されるまで、資格者登録名簿の変更は行われませんので、ご注意ください。

資格審査申請に必要な提出書類

○：必ず提出 △：該当する場合に提出

	提出書類	法人	個人	発行場所 (依頼先)
1	提出書類チェックリスト	○	○	
2	競争入札参加資格審査申請書（第1号様式）	○	○	
3	営業概要書（第2号様式）	○	○	
4	委任状（第3号様式） 取引権限を支店等に委任する場合に提出してください。	△		
5	営業種目一覧表（第4号様式） 希望する販売物等に○印を付けてください。	○	○	
6	登記簿謄本（履歴事項全証明書又は現在事項全部証明書）（写し可） 申請日から3月以内のものを提出してください。	○		法務局
7	身分証明書（写し可） 申請日から3月以内に発行されたものを提出してください。		○	本籍地の市町村
8	印鑑証明書（写し可） 申請日から3月以内に発行されたものを提出してください。	○	○	法人：法務局 個人：市町村
9	都道府県税全てに係る納税証明書（写し可） 審査基準日の前日までに納期限の到来する以下の都道府県税について、滞納がないことの証明書を提出してください（事業を開始したばかりで、課税されていなくても提出が必要です。）。 ①法人の場合：第1号様式の「登録事業所」がある都道府県に対する 全ての 税 ②個人の場合：個人事業税及び個人県民税（住民税） 滞納のない証明書が発行されない都県については、法人にあっては直近事業年度の納税証明書、個人にあっては居住している都県の個人事業税の納税証明書を提出してください。 なお、申請日から3月以内に発行されたものを提出してください。	○	○	登録事業所のある 都道府県税事務所
10	高知県税の納税証明書（写し可） 申請者及び登録事業所の住所が高知県外であって、高知県内に支店等の事業所があり、営業概要書に当該支店等を記載している場合は提出してください。これの提出がないと県内業者として受け付けできません。 なお、申請日から3月以内に発行されたものを提出してください。	△	△	高知県内の県税事務所
11	消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） 納税証明書の「その3（未納税額のない証明用）」、「その3の2（個人用）」又は「その3の3（法人用）」の <u>いずれか1つ</u> を提出してください（「その1」及び「その2」は不可です。）。 なお、申請日から3月以内に発行されたものを提出してください。	○	○	申請者の所在地のある 税務署
12	財務諸表（直近1事業年度分）（ 個人の場合は、第5号様式 ） ①法人の場合：（1）貸借対照表、（2）損益計算書、（3）株主資本等変動計算書 ②個人の場合：青色申告決算書の写しなど、決算状況が分かるもの	○	○	

13	個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（第6号様式） 申告書の場合は、個人住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（写し）	○	○	
14	暴力団排除に関する誓約書（第7号様式）、役員等名簿（第7号様式の2） なお、役員等名簿は、申請する時点の役員等を記載してください。	○	○	
15	印刷に関する保有設備等申告書（第8号様式） 営業種目一覧表で「21 印刷」の欄に○印を記載した場合は、必ず提出してください。 提出がない場合は、「21 印刷」に係る営業種目の登録ができません。	△	△	
16	営業許可証・認可証等（写し） 営業にあたって取扱いに許認可等が必要な場合（営業種目一覧表に例示しています。）は、許可証・認可証等の写しを提出してください。 提出がない場合は、当該営業種目の登録はできません。	△	△	
17	ISO14001の「環境マネジメントシステム登録証」又はエコアクション21の「エコアクション21認証・登録証」（写し） 認証を取得している場合にのみ提出してください。認証を取得していても、これらの提出がない場合は、これらの認証を取得している事業者として受付できません。	△	△	
18	「高知県ワークライフバランス推進企業認証書」又は「高知県次世代育成支援企業認証書」（写し） 認証を取得している場合にのみ提出してください。認証を取得していても、これらの提出がない場合は、これらの認証を取得している事業者として受付できません。	△	△	
19	障害者雇用申立書（第9号様式） 該当する場合は提出してください。 （詳細は、第9号様式下段をご覧ください。）	△	△	
20	競争入札参加資格決定通知書（第10号様式） 申請者の住所、商号又は名称、代表者職氏名又は氏名のみ記入してください。	○	○	
21	返信用封筒（第一種定形郵便） 競争入札参加資格決定通知書の送付先を記入し、 84円（料金が改定された場合はその額） の切手を貼付してください。	○	○	

※ 受領書は用意しておりませんので、必要な場合は、任意の用紙をご用意ください。
また、郵送をご希望の場合は、返信用ハガキ又は返信用封筒（第一種定形郵便）に受領書の送付先を記入し、**84円（料金が改定された場合はその額）**の切手を貼付してください。（21の返信用封筒とは別に用意をお願いします。）

※9「都道府県税全てに係る納税証明書」及び10「高知県税の納税証明書」の補足説明

1 県内業者（A、Bは高知県以外の都道府県を表します。）

	申請者住所	登録事業所住所	その他高知県内所在事業所 （営業概要書記載の事業所）	必要な「都道府県税全てに係る納税証明書」
1①	高知県	高知県		高知県税事務所発行証明書 1通 計1通
1②	A都道府県	高知県		高知県税事務所発行証明書 1通 計1通

1③	A都道府県	A都道府県	<u>あり</u>	A都道府県税事務所発行証明書 1通 高知県税事務所発行証明書 1通 計2通
1④	A都道府県	B都道府県	<u>あり</u>	B都道府県税事務所発行証明書 1通 高知県税事務所発行証明書 1通 計2通

(注) 1③、1④で、高知県税事務所発行証明書が添付されない場合、「県内業者」として認められません。従って、「物品電子調達システム」に参加することができません。

2 県外業者

	申請者住所	登録事業所住所	その他高知県内所在事業所 (営業概要書記載の事業所)	必要な「都道府県税全てに係る納税証明書」
2①	A都道府県	A都道府県		A都道府県税事務所発行証明書 1通 計1通
2②	A都道府県	B都道府県		B都道府県税事務所発行証明書 1通 計1通

受付印

提出書類チェックリスト

提出する前に必ずチェックしてください ★印は必ず提出してください。
 なおこのリストは、申請書類一式の1番上にして提出してください。

令和 年 月 日		申請者名 (法人の場合は、法人名のみで可)	種別受付番号
法人 の場合	個人 の場合	提出書類	
<input type="checkbox"/> ★	<input type="checkbox"/> ★	競争入札参加資格申請書 (第1号様式)	受付者 チェック欄
<input type="checkbox"/> ★	<input type="checkbox"/> ★	営業概要書 (第2号様式)	
<input type="checkbox"/>		委任状 (第3号様式)	
<input type="checkbox"/> ★	<input type="checkbox"/> ★	営業種目一覧表 (第4号様式)	
<input type="checkbox"/> ★		登記簿謄本 (履歴事項全証明書又は現在事項全部証明書) (写し可)	
	<input type="checkbox"/> ★	身分証明書 (写し可)	
<input type="checkbox"/> ★	<input type="checkbox"/> ★	印鑑証明書 (写し可)	
<input type="checkbox"/> ★	<input type="checkbox"/> ★	納税証明書 (都道府県税 写し可)	
	<input type="checkbox"/> ★	納税証明書 (個人県民税 (住民税) 市町村発行 写し可)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	納税証明書 (高知県の県税 写し可)	
<input type="checkbox"/> ★	<input type="checkbox"/> ★	納税証明書 (消費税及び地方消費税 写し可)	
<input type="checkbox"/> ★	<input type="checkbox"/> ★	財務諸表 (直前1事業年度分) (個人の場合は第5号様式)	
<input type="checkbox"/> ★	<input type="checkbox"/> ★	個人住民税特別徴収実施申告 (誓約) 書 (第6号様式) 申告書の場合は、個人住民税特別徴収税額の決定・変更通知書 (対象外を黒塗り等した写し)	
<input type="checkbox"/> ★	<input type="checkbox"/> ★	暴力団排除に関する誓約書 (第7号様式)・役員等名簿 (第7号様式の2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	印刷に関する保有設備等申告書 (第8号様式)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	営業許可証・認可証等 (写し)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ISO14001 登録証 (写し) 又はエコアクション21 認証・登録証 (写し)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	高知県ワークライフバランス推進企業認証書 (写し) 又は高知県次世代育成支援企業認証書 (写し)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障害者雇用申立書 (第9号様式)	
<input type="checkbox"/> ★	<input type="checkbox"/> ★	競争入札参加資格決定通知書 (第10号様式)	
<input type="checkbox"/> ★	<input type="checkbox"/> ★	返信用定形封筒 (送付先を記入し、84 円 (料金が改定された場合はその額) の切手を貼付)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	受領書 (必要な場合、任意の用紙を用意ください。) 郵送の場合、返信用ハガキ又は返信用封筒 (送付先を記入し、84 円 (料金が改定された場合はその額) の切手を貼付 (上記の返信用封筒とは別に。))	

登録番号(記入してください)

—

第1号様式

競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

(申請者) 郵便番号
住所

商号又は名称

代表者職氏名
又は氏名

実印

電話 () —

記入担当者 氏名
電話 () —※申請書の記載事項に関する問い合わせに答えられる方を記載
してください。

平成30年度から令和2年度までにおいて、高知県が発注する物品の購入(製造を含む)、サービス(清掃、警備及び設備保守管理を除く。)に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書の全ての記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

登録事業所(高知県と契約する本店・支店・営業所等)

郵便番号 住所	〒	
代表者	フリガナ	
	商号又は名称	
	フリガナ	
	代表者職氏名 又は氏名	
電話 F A X	() — () —	
営業種別 (1種のみ)	※第4号様式の【営業種別一覧】から選択してください。 (記入例: 11 車両、船舶、航空機)	
使用印鑑 (登録事業所が高知県との契約や請求書等の書類に使用する印鑑)	<代表者印>	<社印>
	※申請者が法人であって、代表者印に商号(登録事業所の名称)が刻印されていない場合は、登録事業所名が刻印された社印も必ず押印してください。	

営 業 概 要 書

(審査基準日)令和 年 月 日

商号又は名称						
高知県内にある事業所の住所等 (注1)	〒 電話 () -					
申請者が特約店又は代理店となっている会社名						
営業年数	創業	休業	現組織への変更	営業年数	※審査	
	明大昭平令 年 月	年 月から 年 月まで	明大昭平令 年 月	年		
従業員数(注2)					人	
販売(製造)実績高 年間売上高 (千円未満切捨て)	直前の1事業年度における実績高					
					千円	
自己資本額 (千円未満切捨て)	法人の場合	資本金 (A)	資本剰余金 (B)	利益剰余金 (C)	その他 (D)	純資産額 (A+B+C+D)
		千円	千円	千円	千円	千円
	個人の場合	元入金 (ア)	当期利益 (イ)	事業主借 (ウ)	事業主貸 (エ)	純資本額 (ア+イ+ウ-エ)
		千円	千円	千円	千円	千円
※判定	合 否					

注 ※欄には記入しないでください。

- 1 「高知県内にある事業所の住所等」欄は、申請者及び登録事業所とも県外の場合であって、県内業者としての登録を希望するときに記入してください。

なお、登録には高知県税の納税証明書の提出が必要です。

- 2 「従業員数」欄の人数は、法人の場合は組織全体の人数（役員であっても、事務職など一定の職務に従事し、他の従業員と同様に給与を受けている場合は人数に含みます。）、個人の場合は事業主も含めた人数、NPO法人の場合は常勤の理事及び常勤のアルバイト等の従業員を含めた人数としてください。

委任状

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

住 所

(委任者) 商号又は名称

代表者職氏名
又は氏名



私は、

商号		職		氏名	
----	--	---	--	----	--

を

代理人と定め、令和 年 月 日から令和3年3月31日までの間、下記の権限を委任します。

記

- 1 見積並びに入札に関する件
- 2 契約の締結に関する件
- 3 物品の納入に関する件
- 4 代金の請求並びに受領に関する件
- 5 復代理人の選任に関する件
- 6 前各項のほか物品売買に関する一切の件

注 1 委任者は、第1号様式の申請者です。
2 「代金の請求並びに受領に関する件」のうち、受領に関しては委任しないことも可能ですので、その場合は、二重線を引き、実印を押して抹消してください。

この様式は、申請者が高知県との契約等を、第1号様式の登録事業所に記載した代表者に委任する場合のみ、提出が必要です。

営業種目一覧表

※該当がない頁も含め6枚全て提出してください。

申請者名 (法人の場合は、法人名のみで可)

【営業種別一覧】

第1号様式に記入する営業種別は、次の営業種別一覧の中から**一つ選び**記入してください。

11 車両、船舶、航空機	22 資材	33 情報関連サービス
12 工作機械器具	23 衣料、寝具類	34 デザイン関連サービス
13 農林・土木用機械器具	24 スポーツ用品、テント	35 代行関連サービス
14 環境調製機械器具	25 日用品、ギフト	36 広告・催事関連サービス
15 電気・通信機械器具	26 消火・避難器具、防犯・防災用品	37 エージェント・調査関連サービス
16 一般家庭電気器具	27 写真類	38 廃棄物処理関連サービス
17 理化学・計測機械器具	28 看板、塗料、染物	39 衛生管理関連サービス
18 医療機器、医薬材料	29 燃料、ガス	40 警察業務関連サービス
19 事務用品、事務用機器	30 家具、厨房	41 その他の専門サービス
20 コンピュータ	31 その他	
21 印刷	32 リース・レンタル等(物的サービス)	

【営業種目一覧表】

- 登録を希望する販売物等の*欄に○印を付けてください。
- 登録を希望する販売物等が一覧にない場合は、この様式の6頁目にある自由記入欄に主なものを1品目を20文字以内で記入してください。

*	営業種目	許認可等(例示)
11 車両、船舶、航空機		
	1101 自動車	自動車分解整備事業に係る認証
	1102 特殊自動車	
	1103 ゴーカー	
	1104 バス・クレーン車	自動車分解整備事業に係る認証
	1105 自動車関連用品	
	1106 自動二輪車	
	1107 原動機付自転車	
	1108 自転車	
	1109 競漕用船艇	
	1110 小型船舶	造船法に基づく届出又は小型船造船業法に基づく登録
	1111 ボート・ヨット	
	1112 航空機及び関連機器	
	1113 船舶関連用品	
12 工作機械器具		
	1201 紙加工機械	
	1202 金属工作・加工機械	
	1203 自動車整備用機械	
	1204 木工加工機械	
	1205 計測機械器具	計量機器を取り扱う場合は計量法に基づく届出
13 農林・土木用機械器具		
	1301 農業用機械器具	
	1302 畜産用機械器具	
	1303 林業用機械器具	
	1304 土木建設機械器具	

* 営業種目	許認可等(例示)
14 環境調製機械器具	
1401 焼却炉	
1402 環境衛生機器	
1403 空調用機器	
1404 水処理装置	
1405 プール浄化装置	
15 電気・通信機械器具	
1501 視聴覚機材	
1502 非常警報装置	
1503 無停電電源装置	
1504 昇降機	
1505 無線装置	
1506 携帯電話	
16 一般家庭電気器具	
1601 一般家庭電気器具	
17 理化学・計測機械器具	
1701 研究用試験機	
1702 研究用分析機器	計量機器を取り扱う場合は計量法に基づく届出
1703 産業教育実験実習装置	
1704 製図機械	
18 医療機器、医薬材料	
1801 臨床検査機器	医薬品医療機器等法に基づく許可又は届出
1802 医療ガスに関わる機械及び器具	医薬品医療機器等法に基づく許可又は届出
1803 X線自動現像機	医薬品医療機器等法に基づく許可又は届出
1804 心電計	医薬品医療機器等法に基づく許可又は届出
1805 胸部・胃部集団検診用装置	医薬品医療機器等法に基づく許可又は届出
1806 自動分析装置	医薬品医療機器等法に基づく許可又は届出
1807 聴力測定検査機器	医薬品医療機器等法に基づく許可又は届出
1808 医療用ベッド	
1809 福祉機器	医薬品医療機器等法に基づく許可又は届出
1810 臨床検査薬	医薬品医療機器等法に基づく許可又は届出
1811 防疫薬剤	医薬品医療機器等法に基づく許可又は届出
1812 毒物劇物	毒物及び劇物取締法に基づく許可
1813 動物用医薬品	医薬品医療機器等法に基づく許可又は届出
1814 レントゲンフィルム	
1815 医薬品	医薬品医療機器等法に基づく許可又は届出
1816 自動体外式除細動器(AED)	医薬品医療機器等法に基づく許可又は届出
19 事務用品、事務用機器	
1901 文具	
1902 用紙類	
1903 事務用機器(机、椅子等)	
1904 コピー機・ファクシミリ	
1905 展示・収蔵設備	
20 コンピュータ	
2001 コンピュータ機器	
2002 ソフトウェア	

* 営業種目	許認可等(例示)
21 印刷	
2101 一般印刷(パンフレット・ポスター外)	(注)印刷に関する保有設備等申告書(第8号様式)を提出してください。
2102 軽印刷(事務用印刷物等)	
2103 地図印刷	
2104 名刺印刷	
2105 フォーム印刷	
2106 シール印刷(ラベル・ステッカー等)	
2107 スクリーン印刷(マグネットシート等)	
2108 OCR印刷	
2109 点字印刷	
2110 賞状印刷	
22 資材	
2201 凍結防止剤	
2202 建築用資材	
2203 漁具	
2204 船具	
2205 農業用資材	
2206 肥料	肥料取締法に基づく届出
2207 飼料	
2208 農薬	農薬取締法に基づく届出
2209 化学工業薬品	
2210 鉄鋼加工製品	
23 衣料、寝具類	
2301 作業服	
2302 病院用被服(白衣等)	
2303 寝具	
2304 病院基準寝具	
24 スポーツ用品、テント	
2401 スポーツ用品	
2402 体育施設機械器具	
2403 キャンプ・登山用品	
2404 潜水用具	
2405 楯・カップ類	
2406 シート幕	
2407 テント	
25 日用品、ギフト	
2501 食器	
2502 荒物・金物	
2503 刃物	
2504 雨具	
2505 ダンボール	
2506 ギフト(贈答品)	
2507 珊瑚製品	
2508 土佐古代塗	
2509 土佐紬	
2510 土佐和紙	
2511 民芸品	

* 営業種目	許認可等(例示)
26 消火・避難器具、防犯・防災用品	
2601 消火器具	
2602 避難器具	
2603 警察用品	
2604 交通安全啓発用品	
2605 防犯・保安用品	
2606 発電機	
2607 防護服	
2608 安全靴	
2609 備蓄食糧	
2610 備蓄用飲料水	
2611 備蓄用品	
27 写真類	
2701 写真現像・焼付け	
2702 マイクロフィルム現像	
2703 カラー電子複写(フルカラーコピー)	
2704 シアゾ式複写(青焼き・第二原図)	
2705 製本(複写物・折り図)	
2706 航空写真	
28 看板、塗料、染物	
2801 塗料	
2802 看板	
2803 ステージハンガー	
2804 標識	
2805 旗	
2806 横断幕・懸垂幕	
2807 染物	
29 燃料、ガス	
2901 ガソリン	揮発油等品質確保等法に基づく登録
2902 灯油	
2903 A重油	
2904 B重油	
2905 C重油	
2906 軽油	特定加工の場合は、揮発油等品質確保等法に基づく登録
2907 航空燃料	
2908 LPガス	液化石油ガス法に基づく登録
2909 高圧ガス	高圧ガス保安法に基づく届出
2910 医療用高圧ガス	高圧ガス保安法に基づく届出
30 家具、厨房	
3001 家具	
3002 特注家具	
3003 ガスレンジ	
3004 業務用冷凍庫・冷蔵庫	
3005 消毒保管庫	
3006 食品加工機械	
3007 食器洗浄機	
3008 調理台・流台	

* 営業種目	許認可等(例示)
31 その他	
3101 米	食糧法に基づく届出
3102 牛乳	食品衛生法に基づく許可
3103 時計	
3104 図書カード	
3105 教科書	
3106 書籍	
3107 楽器	
3108 ゴム印	
3109 木印	
3110 徽章	
3111 選挙関連用品	
3112 動物	
3113 電力	小売電気事業登録書 など
3114 自動販売機による物品等の販売	
32 リース・レンタル等(物的サービス)	
3201 車両リース	
3202 車両点検整備	自動車分解整備事業に係る認証
3203 事務機器リース	
3204 貸テント(レンタル)	
3205 仮設トイレ(レンタル)	
3206 その他のリース	(注) 具体的な取扱い物品を本様式6頁目の記入欄に記入してください。
3207 その他のレンタル	(注) 具体的な取扱い物品を本様式6頁目の記入欄に記入してください。
33 情報関連サービス	
3301 データ入力・処理	
3302 ホームページ作成	
3303 システムの設計・開発・運用	
3304 ハードウェアの保守管理(サーバー・端末等)	
3305 教育・講師(インストラクター等)	
3306 その他(情報関連サービス)	
34 デザイン関連サービス	
3401 デザイン・グラフィックデザイン	
35 代行関連サービス	
3501 翻訳	
3502 筆耕(テープ起こし)	
3503 執筆・編集・取材	
3504 報告書・議事録作成	
3505 事業の実施体制の企画・立案業務	
3506 コールセンターオペレーター	
3507 人材派遣	労働者派遣法に基づく許可又は届出
3508 その他(代行サービス関連)	
36 広告・催事関連サービス	
3601 広告代理	
3602 イベントに関する企画・運営	

* 営業種目	許認可等(例示)
37 エージェント・調査関連サービス	
3701 旅行の企画・運営	旅行業法に基づく登録
3702 都市計画・交通関係調査業務	
3703 土木・水系関係調査業務	
3704 市場・補償鑑定関係調査業務	
3705 環境アセスメント関係調査業務	
3706 調査・分析・マーケティング	
38 廃棄物処理関連サービス	
3801 一般廃棄物収集・運搬	廃棄物処理法に基づく許可
3802 産業廃棄物収集・運搬	廃棄物処理法に基づく許可
3803 産業廃棄物中間処理	廃棄物処理法に基づく許可
3804 産業廃棄物最終処分	廃棄物処理法に基づく許可
3805 特別管理産業廃棄物収集・運搬	廃棄物処理法に基づく許可
39 衛生管理関連サービス	
3901 浄化槽メンテナンス	浄化槽法に基づく清掃業許可、県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に基づく登録
3902 害虫防除	
40 警察業務関連サービス	
4001 放置車両確認事務等	放置車両確認事務等に係る登録(更新)(県公安委員会)
4002 自動車保管場所現地調査事務等	
41 その他の専門サービス	
4101 写真撮影	
4102 クリーニング	クリーニング業法に基づく届出
4103 運送	貨物自動車運送事業法に基づく許可又は届出
4104 医療事務全般	
4105 臨床検査	
4106 訪問介護員養成研修	
4107 ピアノ調律	
4108 畳表替	
4109 森林整備関係業務	
4110 森林整備関係調査業務	
4111 保険	
4112 スクールバス運行	
4113 調理サービス	

希望する販売物等が一覧にない場合の登録希望販売物等名称記入欄（主なものを1品目、20文字以内）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ この欄に記入したものを第1号様式の営業種別としたい場合、物品販売の場合は「11 車両、船舶、航空機」から「31 その他」の中で該当するものを、サービスの場合は「32 リース・レンタル等(物的サービス)」から「41 その他の専門サービス」の中で該当するものを記入してください。

3206 (その他のリース) を選んだ場合の具体的な取扱い物品 (15文字以内)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3207 (その他のレンタル) を選んだ場合の具体的な取扱い物品 (14文字以内)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(※個人事業者は必ず提出)

財務諸表（個人事業者用）

令和 年 月 日

(申請者) 住所
氏名

以下の内容については、事実と相違ありません。

1	事業所名	
2	事業所住所	
3	創業年月	年 月
4	添付する決算書類 ※添付する書類に チェックを入れて ください。	<input type="checkbox"/> 青色申告書（1、4ページの写しを添付してください） <input type="checkbox"/> 白色申告書（全ページの写しを添付してください） <input type="checkbox"/> その他の書類（ ）

決算書類の上に、この用紙をホッチキス等でとめて提出してください。

個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書

※ 該当する口欄に、✓印を入れてください。

- 1 個人住民税の特別徴収を実施している場合 → 下欄に市町村名と従業員等数を必ず記入してください。

〔 高知県内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員等(給与所得を得る役員等も含みます。第6号様式備考を参照してください。)がいる場合 〕

現在、次の市町村において、個人住民税の特別徴収を実施しています。

高知県内に住所を有する上記の従業員等が、直前の1月1日現在において、最も多く居住する市町村名(同数の場合は、いずれか1市町村)及びその市町村に居住する従業員等数			
市町村名		従業員等数	人

※上記市町村から送付される直近の個人住民税特別徴収税額決定通知書の写し(別添提出例参照)を添付してください。

- 2 新規事業者で、個人住民税の特別徴収を実施していない場合

新規事業者のため、高知県内の市町村から、今年度の特別徴収義務者として指定通知を受けていませ
んが、今後、特別徴収義務者に該当することになった場合には、遅滞なく特別徴収を実施することを誓
約します。

- 3 個人住民税の特別徴収義務者ではない場合

(高知県内に住所を有する従業員がいないなど、高知県内の市町村において、個人住民税を特別
徴収すべき従業員等がない場合)

現在は、高知県内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員等がいません。

もし、今後、特別徴収義務者に該当することになった場合には、遅滞なく特別徴収を実施することを
誓約します。

上記の(✓印を入れた)とおり、相違ありません。

また、この書類は、高知県税務課を経由して、高知県内の市町村へ提供されることに同意します。

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

〒

住 所

(申請者) フリガナ
商号又は名称

代表者職氏名
又は氏名

電 話 番 号 () —

実印

必ず2部(1部はコピー)提出してください。

1 従業員等の個人住民税の特別徴収とは

給与支払者（雇い主）が、給与所得者（従業員等）に給与を支払う場合には、所得税法の規定により、その給与から所得税を源泉徴収（天引き）して、国に納めなければなりません。

個人住民税の特別徴収とは、雇い主が、従業員等に代わって、その従業員等が納めるべき個人住民税（市町村民税と県民税）を、所得税と同じように、給与から天引きして、市町村に納める制度です。（この場合の雇い主を個人住民税の「特別徴収義務者」といいます。）

所得税法第183条の規定によって、所得税を源泉徴収する義務がある雇い主（源泉徴収義務者）は、地方税法第321条の4及び従業員の住所地の市町村の条例の規定により、原則として、個人住民税の特別徴収義務者となります。

ここで、「従業員等」とは、一般の従業員だけでなく、事業所から所得税法上「給与所得」とみなされる役員報酬を得る役員や、青色事業専従者も含まれます。

ただし、申請者（雇い主）において特別徴収義務のあるのは、昨年中（1月1日～12月31日）に給与所得のあった従業員等であって、かつ、今年4月1日現在、申請者から給与の支払を受ける者に限られます。

申請者（雇い主）が、特別徴収義務者に該当するかどうか、また、その手続などについて不明な場合は、従業員等の住所地（今年1月1日現在）の市町村役場住民税担当課へお問い合わせください。

2 個人住民税特別徴収の実施方法

所得税の源泉徴収義務者から、1月31日までに市町村に提出された前年分の給与支払報告書に基づいて、従業員等ごとの特別徴収すべき住民税の税額を市町村が計算し、原則として5月31日までに、特別徴収義務者に通知します。（地方税法第321条の4）

特別徴収義務者は、その通知に基づいて、各従業員等の毎月（6月～翌年5月）の給料から、特別徴収税額を天引きして、翌月10日までに市町村へ納めていただくことになります。（地方税法第321条の5）

3 第6号様式の作成等について

- （1） 第6号様式は、申請者が、高知県内の市町村における上記の特別徴収義務を実施しているかどうかを確認させていただくためのものです。

1による申告か2または3による誓約を行わない場合は、資格審査の申請は出来ません。

- （2） この書類は、審査基準日（申請月の前月の初日）現在で作成し、該当の項目の口欄に、✓印を入れてください。

- （3） **1**の場合、個人住民税の特別徴収の実施を確認させていただくために、高知県内において最も多くの従業員等が居住する市町村から送付される直近の**個人住民税特別徴収税額決定通知書の写し**を添付していただきます。

個人情報に該当する部分は確認の対象外ですので、写しを作成する際には該当部分を黒塗りする等、見えないようにしてください。（別添提出例参照）

当該通知書が複数枚にわたる場合は、1枚目の写しのみを添付してください。

- （4） 新規事業者のため、審査基準日現在、高知県内の市町村から、地方税法第321条の4の規定による特別徴収義務者の指定通知を受けていない場合は、**2**により誓約してください。

- （5） 高知県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員等が全くいない場合は、**3**により誓約してください。

- （6） 第6号様式は、**2部（1部は写し）提出してください**。1部は、高知県税務課を經由して高知県内の市町村へ提供するために使用します。

提出例

年度 給与所得等に係る市(町村) 民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)

〒0000-0000
 0000000000
 0000000000 様

特別徴収税額		課税人員		非課税人員	
月割額	人数	税額	人数	税額	
6月分			12月分		
7月分			1月分		
8月分			2月分		
9月分			3月分		
10月分			4月分		
11月分			5月分		

地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)第1項の規定によって、年度給与所得に係る市(町村)民税及び県民税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。なお、この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市(町村)長に対して異議申立てをすることができます。

この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市(町村)を被告として(市(町村)長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

〇〇市(町村)長



指定番号	個人番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	氏名	月割額	変更月	月	(摘要)
						6月分	10月	2月分	
						7月分	11月	3月分	
						8月分	12月	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		
						6月分	10月	2月分	
						7月分	11月	3月分	
						8月分	12月	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		
						6月分	10月	2月分	
						7月分	11月	3月分	
						8月分	12月	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		
						6月分	10月	2月分	
						7月分	11月	3月分	
						8月分	12月	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		
						6月分	10月	2月分	
						7月分	11月	3月分	
						8月分	12月	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		

この部分は個人情報のため黒塗りする等、見えないようにしてください。

特別徴収義務者名

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

(申請者) 住 所

商号又は名称

代表者職氏名
又は氏名

実印

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合は、契約の解除等の高知県が行う一切の措置及び当方が不利益を被ることとなっても、異議の申立てを行いません。

記

次のいずれかに該当するものではありません。また、将来においても該当することはありません。

- (1) 暴力団又は暴力団員等である。
- (2) 高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第18条又は第19条の規定に違反した事実がある。
- (3) 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等である。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配している。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与した。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用した。
- (9) 役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用した。
- (10) 役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。

役員等名簿

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

住 所
 (申請者) フリガナ
 商号又は名称
 代表者職氏名
 又は氏名



※フリガナ、生年月日等、記載もれがないようにしてください。

No.	役職名等	フリガナ	生年月日	性別
		氏 名		
1	申請者代表者	-----	明・大 昭・平 . .	男・女
2	登録事業所代表者	1と同じ場合、同上に記載してください。 -----	※同左 明・大 昭・平 . .	男・女
3		-----	明・大 昭・平 . .	男・女
4		-----	明・大 昭・平 . .	男・女
5		-----	明・大 昭・平 . .	男・女
6		-----	明・大 昭・平 . .	男・女
7		-----	明・大 昭・平 . .	男・女
8		-----	明・大 昭・平 . .	男・女

- ※① 役員等とは、競争入札参加資格審査申請要領1の(9)のイに規定する者及び登録事業所代表者をいいます。
 なお、申請者と登録事業所代表者が異なる場合は、No.2に登録事業所の代表者を記入してください。
- ② この用紙に記載しきれない場合は、用紙を複写して記入してください。
 なお、複写した用紙は、2枚目以降については、No.1及びNo.2欄は記入しないでください。
 また、この様式を複数枚提出する場合であっても、申請者欄への記名及びなつ印は全ての用紙について行ってください。
- ③ この名簿は、高知県暴力団排除条例及び平成30年度から令和2年度までの物品の購入又はサービスの契約に係る競争入札参加資格等(平成29年9月29日付け高知県告示第657号)に基づき暴力団を県の事務から排除するために必要な措置として入札参加資格審査申請要件を確認するために使用するものとし、それ以外の目的のために提供し、又は利用することはありません。

印刷に関する保有設備等申告書

申請者名（法人の場合は、法人名のみで可）

1 設備

設備名	メーカー/型番	用途	サイズ/色数等	台数

2 従業員数（複数にまたがる者は主に従事しているものに含めてください。）

管理・経営	営業	企画・デザイン	組版	製版
人	人	人	人	人
印刷	製本	その他	合計	
人	人	人	人	

3 得意とする印刷分野（具体的に記入してください。）

--

この様式は、第4号様式（営業種目一覧表）で21印刷のいずれか（2101～2110）に○印をした申請者は必ず提出してください。

障害者雇用申立書

※該当する口欄に、✓印を入れてください。

- 1 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）で規定する法定雇用率制度の適用があり、かつ、法定雇用率（2.2パーセント）を達成しています。
- 2 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）で規定する法定雇用率制度の適用はないが、同法第43条第1項に規定する障害者雇用率に算入される障害者を、次のとおり、常用労働者として雇用しています。
- | | |
|-----------------------|--------|
| 週所定労働時間30時間以上の者 | _____名 |
| 週所定労働時間20時間以上30時間未満の者 | _____名 |

上記の（✓印を入れた）とおり、相違ありません。

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

住 所

(申請者) 商号又は名称

代表者職氏名

又は氏名

実印

- ※1 常用労働者でかつ週所定労働時間30時間以上の者、を45.5人以上雇用している場合には、原則として、法定雇用率制度が適用されます。
- 2 常用労働者とは、①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
- ① 期間の定めなく雇用されている労働者
- ② 一定の期間を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる労働者
- ③ 日々雇用される労働者であって、雇用契約が日々更新されて、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる労働者

上記1に該当する場合で、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき障害者の雇用状況を国へ報告している場合は、**直近の障害者雇用状況報告書の写し**（公共職業安定所の受付印のあるもの。ただし、報告が電子化されている場合は、受付印は不要。）を**必ず添付してください。**

令和 年 月 日
※日付は記入しないでください。

住 所

商号又は名称

代表者職氏名
又は氏名

様

高知県知事 濱田 省司 印

競争入札参加資格

(物品購入等関係)決定通知書

平成30年度から令和2年度までの競争入札参加資格審査申請については、審査の結果、下記のとおり決定しました。

記

- 1 登録番号 ー
- 2 登録年月日 令和 年 月 日
- 3 資格の有効期間 令和 年 月 日から
令和 3 年 3 月 31 日まで

4 申請事項の変更について

申請者及び登録事業所について、次に掲げる事項に変更があれば、直ちに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」(第11号様式)を提出してください。

- (1) 商号若しくは名称又は住所
- (2) 代表者等の職名又は氏名
- (3) 電話番号又はFAX番号
- (4) 実印又は使用印鑑

この様式は、住所・商号又は名称・代表者職氏名又は氏名の項目のみ記入してください(日付は、記入しないでください)。

また、記入する内容は申請者であって登録事業所ではありません。

登録番号
—

第11号様式

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届

令和 年 月 日

高知県知事 尾崎 正直 様

(申請者) 郵便番号
住所

商号又は名称

代表者職氏名
又は氏名



電話 () —

記入責任者 氏名
電話 () —

※申請書の記載事項に関する問い合わせに答えられる方を記載してください。

平成30年度から令和2年度までにおける競争入札参加資格審査申請書(物品購入等関係)の記載事項について、下記のとおり変更しましたので届けます。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

※添付書類(例示)

- ・申請者の商号、代表者、住所の変更の場合……登記事項証明書(申請日から3月以内のもの(写し可))等
- ・実印の変更の場合……印鑑証明書(申請日から3月以内のもの(写し可))等
- ・委任している場合で商号、代表者又は受任者の変更の場合…委任状等
※委任状にある委任期間の始期は上記変更年月日を記入すること
- ・登録事業所の住所が他の都道府県に移った場合……
他都道府県から高知県に移った場合のみ高知県税事務所発行の納税証明書(申請日から3月以内のもの(写し可))

申請内容に変更があった場合は、変更内容をこの様式により直ちに届け出てください。